

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会は、J Aとともに地域に密着し、茨城県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献できる地域金融機関を目指しております。投資信託の販売業務については、お客さまの豊かな人生設計を実現するために、資産運用・資産形成を通じてくらしのサポートをいたします。

今般、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、直接的なお客さまへのサポート（本会自身の販売業務）および間接的なお客さまへのサポート（J Aの販売業務のサポート）について取組方針を制定します。

今後、本方針の取組状況の定期公表および方針の見直しも必要に応じて行っていきます。

1. お客さまへの最適な商品提供

（1）お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえでお客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3、6、7）、補充原則1～5および（注）】

◎長期・積立・分散投信の多様なニーズにお応えできるよう商品のラインナップの充実を図ります。

◎税制優遇制度（NISA制度、iDeCo）、国債の販売も含め資産運用、老後資金の貯蓄についてもご案内します。

◎製販全体でお客さまの最善の利益を実現するため、J Aバンク全体として、金融商品を購入したお客さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供し、情報連携を行います。

◎金融商品の選定にあたっては、投資運用会社のプロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認します。

2. お客様本位のご提案と情報提供

(1) お客様の金融知識・経験・財産、ニーズや目的をお聞きしながら、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。

【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1, 2, 3, 4, 5)】

◎お客様の属性・適合性を適合性チェックシートを活用のうえ判断し、適切に販売します。

◎投資経験のない方でも、「資産運用スタイル診断シート」などを用いてお客様の投信目的・ニーズ把握・リスク許容度の確認サポートをいたします。

◎ご高齢のお客様については、ご家族さまの同席、役席者での一部対応など慎重かつ丁寧なサポートにて対応いたします。

(2) お客様にふさわしいサービスの提供

【原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1・2・4・5)】

◎日時タイムリーに取引内容の確認ができる「JAバンクアプリ」のご案内をし、利便性のあるサービス提供をいたします。

(3) お客様の投資判断に資するよう、商品やリスク特性・手数料等重要な情報を分かりやすく丁寧に提供いたします。

【原則4, 原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1・2・4・5)】

◎投信初心者の方でもご理解できるように、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について資料・パンフレットを用いて分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

◎資産運用のメリットデメリット、商品の選定方法も含めてご提案いたします。

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客様への商品・サービス選定や情報提供にあたり、お客様の利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則 3 本文および（注）】

- ◎商品選定にあたっては、手数料率に基づいた提案ではなく、あくまでもお客様の投資判断を優先すること、また月次・年次の定期モニタリングにより適切な内部管理を行います。
- ◎県内 J A に対しても内部規則に基づき事務指導を行います。

4. お客様本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- （1）研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客様本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

- ◎金融リテラシー向上のため研修会、勉強会の受講や資格取得にて担当者の育成に努めます。
- ◎県内 J A とともに J A バンク 茨城 全体でのサービス向上に努めます。

5. お客様本位の業務運営にかかる成果目標（KPI）

- （1）当会における「お客様本位の業務運営」の取組状況をご確認いただけるよう、成果目標を定期的に公表し、より良い業務運営につなげていきます。【原則 2 本文および（注）】

- ◎定期的な「お客様本位の業務運営に関する取組状況および KPI 実績値の公表について」として、当会のホームページに お客様 本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者を お客様 が選ぶ上で比較することのできる統一的な指標を公表いたします。

- （※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しています。

以 上